

令和7年度公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会開催要項

【鹿沼コース】

1. 目的

本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、ジュニア・ユース期のスポーツ指導において、スポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等の地域スポーツの場で活躍できる人材(資質能力を備えた指導者)を育成することを目的に開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
公益財団法人栃木県スポーツ協会 栃木県スポーツ少年団

3. 主管

鹿沼市スポーツ少年団

4. カリキュラム

19時間以上(自宅学習：9.1時間以上、オンライン学習：6.4時間、集合学習：3.5時間以上)
共通科目(スタート)+スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目

5. 期日・会場

申込期日	令和7年8月12日(火)8時30分～令和7年9月5日(金)17時15分
講義・検定試験 (オンライン)	令和7年10月1日(水)～令和7年11月3日(月・祝)
集合学習開催日	令和7年11月15日(土)
会場	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)大会議室
定員	60名

※上記「講義・検定試験(オンライン)」期間内に、JSP0が用意するeラーニングサービス「スマートスタディ」において受講・受検する。

※スマートスタディの利用方法は別紙マニュアルを参照すること。

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/mypage_ss_manual.pdf

※スマートスタディにおいて講義動画を視聴終了し、検定試験を合格(正答率6割)した受講者に対し、集合学習への参加を認める。

6. 集合学習の日程(予定)

時間	内容
9:00	ガイダンス 【10分】
9:10	講義総括 【90分】
10:50	グループワーク 【120分】
12:50	ガイダンス 【10分】
13:00	終了

7. 受講条件

- ・令和7年4月1日現在、満18歳以上の者
- ・JSPOが開設している無料のインターネットサービス「指導者マイページ」から申し込みができる者

8. 教材

- ・スタートコーチ共通科目テキスト(Reference Book)
- ・スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目テキスト

※Reference Book 及び専門科目テキストは各1部で1セットとし、定価は2,200円(税込)。

9. 受講にかかる負担経費

スマートスタディ利用料1,100円 + 教材代2,200円 + 参加料2,700円 = 6,000円(税込)

- ・受講決定者に対し、後日テキストを送付する。
- ・当日の出欠に関わらず、受講内定後は受講料6,000円が生じる。それ以降の返金には応じない。

10. 申込方法・期日

- ・申込方法

①9月5日(金)までに鹿沼市スポーツ少年団事務局(鹿沼市教育委員会事務局スポーツ振興課内)へ、申込書及び受講料(6,000円)を添えて単位団ごとに申し込みをする。

②窓口での申込完了した後、9月12日(金)までに受講者を確定し、事務局から認証コードをメールにて送付予定。

③認証コードを受け取った後、9月26日(金)までに指導者マイページから申込申請を行う。

※①で申込をした方でなければ、指導者マイページで申込申請はできません。

④指導者マイページの申込申請後に、栃木県スポーツ協会より一時承認、日本スポーツ協会より最終承認される(申込完了)。

※指導者マイページの利用方法は、<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid230.html> 参照すること。

※受講申込から資格取得までの流れは以下を参照すること。

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/jyukoukarakoushinmade_HP.pdf

- ・期日 令和7年9月26日(金)

※指導者マイページ申込完了期限

11. 受講決定

- ・栃木県スポーツ少年団及びJSPOにおいて申込内容を確認・承認のうえ受講者を決定する。
- ・受講決定者には、指導者マイページに登録されたE-mailアドレスに申込承認メールが届く。

12. 講習会修了・資格認定

(1) 栃木県スポーツ少年団及びJSPOにおいて審査を行い、合格した受講者を「公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会修了者」として認める。講習会修了者は、受講翌年度7月下旬以降にJSPOから届く「登録手続き書類」に基づき、資格登録手続き(登録料の納入)を行うことで資格が認定される。

※【審査について】

受講態度が著しく悪い、「公認スポーツ指導者育成基本方針」「公認スポーツ指導者育成の3つの方針(3ポリシー)と到達水準」「ジュニア・ユーススポーツの理念」に反する発言が見受けられるといった場合は不合格とする場合がある。

※【スポーツ少年団登録について】

受講翌年度4月(上記資格登録手続きの完了前)に、「前年度のJSP0公認スポーツ指導者資格(スタートコーチ(ジュニア・ユース)含む)養成講習会を受講し、修了した者」としてスポーツ少年団に「指導者」登録する場合、受講修了した講習会の受講番号が必要となる。指導者マイページにログインの上、トップページの「講習会申込履歴」に記載の受講番号を確認のこと。

(2) 上記資格登録手続きを完了した者をJSP0公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)として認定し、「認定証」及び「登録証」を交付する。

➤登録手続き・送付物の詳細は、JSP0のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid230.html>

(3) 資格登録料は4年間で10,000円(初回登録時のみ13,300円)とする。ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、3,300円(初期登録手数料)のみを追加登録料として支払う。

➤登録料の詳細は、JSP0のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid232.html>

(4) 登録による資格の有効期間は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6カ月前までに、JSP0の定める更新研修を受けなければならない。ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる。

➤更新研修の詳細は、JSP0のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid233.html>

13. 個人情報の取扱い

(1) 本講習会実施に際し取得した個人情報は、主催者及び主管団体が本講習会の案内、資料の送付、受講者名簿の作成、指導者管理システムでの管理を目的に使用し、法令などにより開示を求められた場合を除き、受講者の同意なしに第三者に開示・提供しない。

(2) 活動の様子は、主催者及び主管団体を通じた公開、関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページやSNS等への掲載、次回事業実施の案内への掲載等で公表することがある。

(3) 関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページやSNSに掲載されることがある。

14. 留意事項

(1) スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会の受講有効期間は1年間とする。一部カリキュラムの受講を完了された場合でも、翌年度以降にその受講実績を持ち越すことはできない。

(2) 本講習会や資格の登録手続きに関するお知らせについては、指導者マイページに登録されているE-mailアドレス宛てに行うことがある。そのため、指導者マイページに登録しているアドレスを常に最

新なものとなるよう設定すること。また、必ず「@my.japan-sports.or.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう受信許可設定を確認すること。

- (3) 受講者の都合(迷惑メールブロック等による各種お知らせメールの不着を起因とした欠席を含む)により養成講習会を受講できなかったために生じた受講者の損害については、主催者及び主管団体はその責任を負わないものとする。
- (4) e ラーニングシステム「スマートスタディ」の利用にあたっては、自己の責任において必要なパソコン、通信機器、通信回線その他の設備を準備し、管理するものとする。また、受講に伴って発生する通信回線の利用料金等は自己負担とする。さらに、使用する機器は、最新のコンピュータウィルス対策等がなされている機器を使用するものとし、主催者及び主管団体は、コンピュータウィルスや第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害等の一切の責任を負わないこととする。
- (5) 天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の JSP0 及び主管団体が管理できない事由により、講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、主催者及び主管団体はその責任を負わないものとする。
- (6) 受講者としてふさわしくない行為(JSP0 登録者等処分規程等において違反行為と規定された行為)があったと認められたときは、JSP0 または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合がある。なお、処分内容については、JSP0 登録者等処分規程等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討する。また、JSP0 または加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しない。
- (7) JSP0 登録者等処分規程に基づく処分を受けた者にあつては、申込当該年度の4月1日時点で当該処分に対する所定の再教育プログラムを修了し、資格等が回復していること。
- (8) 講習会の欠席・遅刻・早退があつた場合、講習会を修了したことにはならないので注意すること。
- (9) JSP0 有資格者等が本養成講習会を受講する際の受講科目やグループワークの免除は行わない。
- (10) 持参物：テキスト(2冊)・筆記用具・その他各自に必要なもの

15. 本講習会に係る問い合わせ

鹿沼市スポーツ少年団事務局(鹿沼市教育委員会事務局スポーツ振興課内)
〒322-0017 鹿沼市下石川 694-1 TKC いちごアリーナ(鹿沼総合体育館)内
TEL 0289-63-2255 FAX 0289-72-1302